

公益社団法人日本婦人科腫瘍学会

役員に対する費用支弁に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本婦人科腫瘍学会定款（以下、「定款」という。）

第29条第2項の規定に基づき、役員の費用の支弁について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第22条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 費用とは、職務の遂行に当たって、必要となる経費をいう。

(費用)

第3条 この法人は、役員がその職務の執行に要する費用として、別表のとおり支給することができる。

(改正)

第4条 この規程は、社員総会の決議により改正することができる。

附 則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を受けた日から施行する。

＜別表＞

「国内出張」

1. 役員が、理事長及び委員会の委員長の命により、この法人の用務で出張するときは、旅費を支給する。但し、この法人外から旅費又は手当の支給を受ける場合は、旅費を支給しない。
2. 旅費は旅順によって計算する。但し、用務の必要又は天災、その他やむを得ない事情や順路により旅行しがたい場合は、その事情によつた経路によつて計算する。
3. 役員が、社員総会又は理事会に出席したときは、旅費を支給する。但し、学術講演会開催中の開催地における社員総会又は理事会の場合には、支給しない。
4. 旅費の支給は、次の旅客運賃に準じて計算する。
 - (1)鉄道旅客運賃
鉄道旅客運賃の額は特別急行料金（新幹線を含む）、急行料金、指定席料金及び運賃とする。また、施設から最寄り駅までの交通費として4000円を支給する。
 - (2)航空運賃
北海道、四国、中国、九州及び沖縄の各地と東京間は往復割引航空運賃を支給する。
また、その他の地域でも航空運賃が鉄道旅客運賃を下回る場合は、同様に支給する。但し、社員総会又は理事会が東京以外で開催の場合は、その都度決定する。また、施設から空港までの交通費として4000円を支給する。
5. 宿泊を必要とするときは、一泊2万円を支給する。
6. 前各号に関わらず、出張が片道50km（鉄道距離）未満であるときは、以下の区分により旅費を支給し、宿泊費は支給しない。
 - (1)社員総会又は理事会が開催される都道府県内に在住する役員 一律2,000円
 - (2)社員総会又は理事会が開催される都道府県外に在住する役員 一律4,000円
7. 前各号にかかわらず、支給額が実費負担額を下回った場合、実費負担額の範囲内で、旅費を支給することができる。

「海外出張」

1. 以下の場合、海外渡航費・滞在費を支給する。但し、この法人外から海外渡航費等の支給を受ける場合は、これを支給しない。
 - (1)この法人の役員又は理事会において特に指名された者が、この法人の業務遂行^{*1}のために渡航する際
 - (2)この法人の業務発表^{*2}のために国際学会に参加する際

*1 この法人の業務か否かの判断は理事長がこれを決定する

*2 発表者のみを対象とする

2. 航空運賃は、次の区分により支給する。

地域	閑散期(12-2月)	繁忙期(3-11月)
アジア	10万円	15万円
オセアニア	20万円	25万円
北米	25万円	30万円
欧州・南米・アフリカ	30万円	35万円

3. 滞在費は、一泊3万円を、この法人の業務遂行に必要な日数分又は国際学会の日数分を支給する。

4. 本会からの業務で学術講演会に参加する場合、参加費を支給する。

5. 理事長が特に認めるときには、前各号にかかわらず、実費負担額の範囲内で、海外渡航費・滞在費を支給することができる。

この場合、支給を受けた者は、帰国後速やかに、理事会において、支給を受けた海外渡航費・滞在費の支出結果を報告する。

平成25年11月8日 施行
令和2年12月19日一部改正施行
令和5年11月27日一部改正施行
令和7年12月18日一部改正施行